

平成20年度第2回山梨県固定資産評価審議会 議事録

1 日 時 平成21年2月27日(金) 午前10時00分～11時10分

2 場 所 県民情報プラザ2階会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 有井昇(会長) 市原文子 木村靖郎 五木田芳道 五味さち子
近藤紀夫(代理:小林) 神宮司元(代理:高野) 長澤孝幸
西川重孝(副会長) 平井信子 山本賢治 (五十音順)
(事務局) 市町村課長 税政担当課長補佐 税政担当(3人)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

5 議事に付した事案の件名

- (1) 平成21年度固定資産(土地及び家屋)の提示平均価額について
- (2) その他

6 議事の内容

- (1) 平成21年度固定資産(土地及び家屋)の提示平均価額について
・事務局から説明。

質疑

(委員)

先ほどの説明の中で、富士河口湖町の畑において、雑種地から畑に地目変更されたことにより、提示平均価額が上昇しているとのことであるが、雑種地よりも畑の方が地価が低いのに、それほど変動があるものなのか。

(事務局)

雑種地から畑への地目変更をした地積が比較的大きかったこと、さらに変更後の畑の単価が町内の他の状況類似地区に比べ、高い単価の状況類似地区であったことから、全体として提示平均価額の上昇に影響を与えたものである。

(委員)

一部地域では提示平均価額が上昇しているものも見られるが、説明によれば、それは必ずしも地価が上昇したためではなく、その他の要因であるとのことであった。つまり、県内の地価は実質的には下落しているということであるが、過去県内の地価のピークは平成3年頃であったか。

(事務局)

県地価調査等によれば平成5年をピークにして、その後下落が長期間続いている。下落を続けることは、固定資産税の減収に直結し、市町村の財政への影響を懸念している。

・以上意見はなく、事務局案については了承された。

(2) その他

「平成21年度地方税制改正について」

・平成21年度地方税制改正のうち、固定資産税に係る内容について事務局から説明。

質疑

(委員)

据え置き年度の下落修正措置の適用については、市町村長の判断だけでなく、措置を適用する際に県や国の指導はあるのか。

今後、下落幅が縮小した際に措置を適用する判断が難しい事例が出てくるのではないか。

(事務局)

措置の適用については、市町村長の判断によることと規定されている。

国では、毎年下落修正に関して、措置の適用可否や適用を行わない場合はその理由などについて調査を実施しているので、県及び国ではその把握に努めると共に、必要であれば助言等を行っていく。

・以上、質問、意見なし。

閉会